

令和6年度第1回埼玉県少子化対策協議会議事録

日時:令和6年7月10日(水)

10:00~11:30

方法:Zoom

1 開会

2 挨拶

埼玉県福祉部こども政策局長（縄田局長）

- ・ 本日はお忙しいところ、令和6年度第1回埼玉県少子化対策協議会に御出席をいただきましてありがとうございます。また日頃より本県の少子化対策や子育て支援施策に御理解と御協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。
- ・ さて、令和5年にこども家庭庁が発足いたしまして、こども施策の基本的な方針であるこども大綱が昨年12月に閣議決定されました。
- ・ 今年の5月には「こどもまんなか実行計画2024」が決定されまして、こどもや若者の権利の保障に関する取組みや、少子化対策、困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、幅広いこども施策の具体的な取組みが一元的に示されたところでございます。
- ・ また、本国会におきましては、児童手当の抜本的拡充等を内容とします、こども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立するなど、こども施策を取り巻く状況は大きく変化をしているところでございます。
- ・ 県におきましても、こども施策のさらなる推進のため、今年の4月に「少子政策課」を「こども政策課」と「こども支援課」に再編をいたしました。
- ・ こうした中で、この少子化対策協議会で皆様と議論を深め、埼玉県全体でよりよい少子化対策、子育て支援策の充実を図っていくことは大変重要だと考えております。
- ・ 引き続き、市町村の皆様と連携して事業を推進して参りたいと考えておりますので、ぜひとも積極的に御意見や御質問いただければ幸いです。
本日はどうぞよろしくお願いたします。

3 議題

議題(1) 令和6年度における少子化対策協議会の運営について

資料(1)について、こども政策課政策推進担当関根主幹から説明

- ・ 埼玉県少子化対策協議会は、埼玉県と県内の市町村が連携し、少子化対策を検討することを目的と

して、毎年定期的開催をしており、特定の事項の調査及び検討を行うこととして、ワーキンググループもあわせて開催をしております。

・ 昨年度、待機児童対策協議会、子育て支援ワーキング、結婚新生活支援事業ワーキングの3つについて開催をいたしました。今年度も同様に、それぞれの分野の議論を深めていきたいと思っております。

議題(2)結婚新生活支援事業(地域少子化対策重点推進交付金)について

議題(2)について、こども政策課政策推進担当関根主幹から説明

- ・ 資料(2)-1 を御覧ください。
- ・ 結婚新生活支援事業は、こども家庭庁の「地域少子化対策重点推進交付金」の取組みの一つとして実施をしており、結婚に伴う新居の家賃や新生活の引っ越し費用等を補助するものです。
- ・ 経済的な理由により結婚に踏み出せない方々を支援することを目的としており、夫婦ともに39歳以下、かつ世帯所得500万円未満の新婚世帯を対象に、夫婦ともに、29歳以下で60万円、39歳以下で30万円を上限に補助を行います。
- ・ 都道府県主導型市町村連携コースと一般コースの二つのコースがあり、連携コースに参加した場合は、市町村への補助率が2分の1から3分の2となります。
- ・ 埼玉県は、連携コースの要件を満たしているため、県内の市町村は連携コースに参加することが可能です。
- ・ それでは次のページ、資料(2)-2 をご覧ください。
- ・ 今年度は連携コースの事業として、オンラインによる結婚相談と結婚コンシェルジュを実施しております。2つの事業を通じて、「恋たま」のサービスの充実を図ります。連携コースに参加している市町におかれましては、出張相談会の実施、ボランティアの選定、選定したボランティアの研修受講、ボランティアによる相談を実施していただく必要がございますので御協力をお願いします。
- ・ 来年度の都道府県主導型市町村連携コースの実施要件は、まだこども家庭庁から示されておられません。情報が入りましたら速やかにお伝えをいたします。
- ・ 結婚しようと考えている若い世代への経済的な応援が移住・定住促進の観点からも有効な事業ですので、ぜひ積極的な活用を御検討いただければと思います。

議題(3) 埼玉県こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業補助金の募集について

資料(3)について、こども支援課こどもの居場所担当佐々木主査から説明

- ・ こちらは昨年度から実施している補助金事業になります。
- ・ こども食堂などのこどもの居場所を、継続的に、安定して運営していくには、支援者の獲得や寄附品の保管、広報、資金確保など、様々な課題が出てくる可能性があります。

- ・ そこで、居場所の運営団体や市町村、社協、支援企業などで構成され、情報共有や支援の調整などを行うプラットフォームである地域ネットワークが重要になってきます。この事業では、その立ち上げや機能強化を補助するものです。
 - ・ 地域ネットワークの相互扶助により、これまで居場所を運営されてきた方からのノウハウやアドバイスを共有できたり、共同で倉庫を活用して物資の受け入れや、効率的な保管を行ったり、横の連携とスケールメリットを生かして活動することができます。
 - ・ また、支援企業や支援者、社協、市町村もネットワークに関わることで、地域内の課題に対して様々な視点が加わり、こどもの居場所団体の運営が安定するだけでなく、地域の居場所づくりが促進されることが期待されます。
 - ・ 今年度は8団体程度を上限に、補助金の上限額は300万円、補助率は県10/10負担となります。
 - ・ ハード面、ソフト面、どちらにも活用でき、例えばハード面では、寄附品を共同で保管するための冷蔵庫や倉庫を整備したり、ソフト面では、ネットワークのホームページ制作や研修会などが対象になります。
 - ・ 今後のスケジュールですが、募集の受付は8月5日から8月30日までの4週間になります。
 - ・ その前に、7月22日(月)には、昨年度、地域ネットワークを立ち上げた団体の事例などから、地域ネットワークの役割について学ぶ「相談会」をオンラインで開催いたします。
- また7月31日(水)には、交付申請書の書き方や注意点などをお伝えする「申請に係る説明会」をオンラインで開催いたします。
- ・ いずれもすでに各市町村の皆様には6月24日付の文書をメールで送付しておりますが、事務局のホームページでも随時更新しておりますので、ぜひ御確認ください。「埼玉県地域ネットワーク」で検索していただければと思います。
 - ・ こちらは活動団体に対して補助するものになります。市町村におかれましては、管内のネットワーク団体、またはネットワークの立ち上げの動きがある関係団体と連携し、本事業の活用を御検討くださるようお願いいたします。

議題(4) 地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業補助金の募集について

資料(4)について、こども支援課こどもの居場所担当佐々木主査から説明

- ・ こちらは今年度から開始した新たな補助金事業になります。
- ・ 昨年12月に閣議決定された、国の「こどもの居場所づくりに関する指針」において、「市町村」が主体となってこどもの居場所づくりを質・量の両面から計画的に推進することが明記されました。
- ・ 市町村が、多様化する地域ニーズに合った包括的なこども支援を実施するためには、「市町村」と「こどもの居場所」をつなぐ機能を持つ中間支援組織との連携が効果的です。国の指針においても、市町村が居場所づくりを進めるにあたっては、市町村のカウンターパートとなれる地域の実情に詳しい団体との連携が推奨されています。

- ・ そこで、「市町村」と「こどもの居場所」をつなぐ機能を持つ中間支援組織を育成し、市町村がこの団体と協働して、「地域のこどもの居場所づくり」を支援することで、地域の課題解決を目指していただく事業に対する補助を実施します。
- ・ この補助金の活用にあたっては、市町村と、この団体に協働で実施していただく事業が3つございます。
- ・ 1つ目は、市町村と地域のこどもの居場所をつなぐ事業で新たにこどもの居場所を立ち上げる団体への支援や、地域ニーズや地域資源の把握、今後の政策立案などです。
- ・ 2つ目は、地域における多様なニーズに対応するための、地域性を生かした先駆的なこどもの居場所事業の実施です。例えば、教育局と連携した居場所づくりだったり、親からの生活相談を含めた学習支援だったり、地域課題を解決するためのモデル事業になります。
- ・ 3つ目は、事業の評価委員会の運営です。翌年度以降の自走に向けて、実施事業の効果検証を実施するため、専門家などで構成される事業評価委員会を設定し、事業の開始時、終了時に事業の評価を行っていただきます。
- ・ こちらの補助金の上限は300万円、補助率は県10/10負担となります。
- ・ 1つ前の議題であった、こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業については、活動団体への補助でしたが、こちらは市町村に対する補助になります。一次の応募を6月に行いましたが、今後、二次の公募を行いますので積極的な御活用を御検討ください。時期につきましては決定次第、改めて御案内いたします。
- ・ また、県ではこれまでの知見などから、事業の内容の相談などにも個別に対応いたしますので、事業を検討される際は、お気軽にこども支援課まで御相談ください。

議題(5) 放課後児童クラブに係る待機児童・大規模クラブの解消について

資料(5)について、こども支援課放課後児童クラブ担当新田主幹から説明

- ・ 資料(5)-1について、まず説明をさせていただきます。放課後居場所緊急対策事業を御覧ください。
- ・ 令和6年度から実施する事業として、本事業は、「1 事業の目的」にあるとおり、放課後児童クラブの利用申し込みをしたにもかかわらず、利用できない児童の受け皿や、多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として行われる事業です。
- ・ 待機児童が10人以上いる市町村において、児童館、公民館、塾、スポーツクラブなどに専門のスタッフを配置し、入退館の把握や、見守り活動を行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業でございます。
- ・ 緊急的な待機児童対策として行われるもので、放課後児童クラブとは違う形の受け皿を確保するものでございます。

- ・ 「2 事業の概要・スキーム」については、資料に記載のあるとおりでございますが、対象児童は、放課後児童クラブが利用できない、いわゆる待機児童であること、職員の体制は市町村が適当と認めたものを1名以上配置。開所日数等は原則週3日以上、かつ、1日2時間以上。実施場所は児童館、公民館、塾、スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用いたします。
- ・ 対象事業の要件については、「2 事業概要・スキーム」の5を御確認いただければと思います。
- ・ 実施主体でございますが、「3 実施主体等」にございますとおり、市町村が実施主体となります。
- ・ 補助率は、国3分の1、都道府県3分の1、市町村3分の1で、補助基準額は、運営費については、108万6,000円。環境整備のための設備費については50万円が上限となります。
- ・ これまで本県では実施していなかった事業でございますが、今年度から実施しているの、夏休み等の長期休業中などに活用をお願いしたいと思います。
- ・ 続きまして資料(5)－2 放課後児童クラブ待機児童解消支援事業の待機児童調査研究事業について説明を申し上げます。
- ・ 各市町村の担当者の御努力もあり、本県の放課後児童クラブのクラブ数、登録児童数は毎年増加傾向にあり、この場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。
- ・ 皆様の御努力にもかかわらずですが、資料の左上の表にあるとおり、待機児童数も年々増加傾向にあります。一方で待機児童数は、年度途中で大幅に減少するといった傾向も見られております。
- ・ 資料の右側、点線の枠内を御覧ください。課題として三つほど挙げさせていただいておりますが、端的に申し上げますと、県としては、保護者の放課後児童クラブへのニーズの把握がしきれていないのではという課題と認識しております。
- ・ 保護者からは、放課後児童クラブは、夏休みの長期休業中の利用だけを考えて申し込んでいるという話を聞くとか、いわゆる小一の壁のために仕事を変えざるをえなかったという報道を見聞きするという現状は伝え聞いているのですが、実際にどれぐらいの保護者がそうした状況にあるのか、こういった状況が把握しきれてないというのが現状です。
- ・ そこで資料の下段を御覧ください。この度、県では、県内公立小学校に通う小学校一年生と四年生のすべての保護者を対象に、アンケート調査を実施したいと考えております。実施時期は令和6年9月上旬から2週間程度の期間を設けたいと思っています。アンケート調査については、ウェブでの回答を想定しております。
- ・ 各市町村の皆様においては、当課から保護者向けのチラシを配布するので、市町村教育委員会、学校を通じて保護者へメール等により配布をお願いしたいと思っています。保護者へメール等の配信ができない学校については、紙でのチラシも対応したいと考えております。
- ・ なお、本件については当課からすでに各市町村教育委員会の教育長へ直接協力の依頼をお願いしているところです。

・ 8月末には、依頼文を送付したいと考えておりますので、漏れのないよう対応をお願いしたいと考えております。

4 閉会